

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月19日

議会運営委員会委員長 山本 由夫

長崎県議会議長 徳永 達也 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公務旅費)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、<u>次の各号に掲げる公務旅費については、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>議長が別に定める特別な事情がある場合の宿泊費</u> 議長が別に定める額</p> <p>(2) 自家用自動車を利用する移動に要する交通費 路程1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき37円を乗じて得た額に高速自動車国道等の有料の道路の料金の額を加えた額</p> <p>3～5 略</p> <p>(応招旅費)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、会議に出席した日は、公務諸費として1日につき3,000円を支給するものとする。</u></p>	<p>(公務旅費)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、<u>内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用する旅行</u> <u>当該交通機関の利用に係る運賃に相当する額</u></p> <p>(2) 自家用自動車を利用する旅行 路程1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき37円を乗じて得た額に高速自動車国道等の有料の道路の料金の額を加えた額</p> <p>3～5 略</p> <p>(応招旅費)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。<u>ただし、宿泊料及び旅行諸費については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>宿泊料については、宿泊1日につき10,800円の範囲内で、議長が別に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により、この範囲内で宿泊することができない場合は、宿泊1日につき13,300円の範囲内で現に宿泊に要した額を支給することができる。</u></p> <p>(2) <u>会議等に出席した日は、旅行諸費に代えて、公務諸費を支給するものとし、公務諸費の額は1日につき3,000円とする。</u></p>

<p><u>4</u> 応招旅費のうち<u>宿泊費及び宿泊手当</u>については、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>実際に宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><u>3</u> 応招旅費のうち<u>宿泊料</u>については、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ実際に宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p><u>5</u> 略</p>	<p><u>4</u> 略</p>
<p><u>6</u> <u>第4項</u>に掲げるもののほか、大雨、大雪、大地震等の天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>を支給する。</p>	<p><u>5</u> <u>第3項</u>に掲げるもののほか、大雨、大雪、大地震等の天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、<u>宿泊料</u>を支給する。</p>
<p><u>7</u> 略</p>	<p><u>6</u> 略</p>
<p><u>8</u> 略</p>	<p><u>7</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。